

令和5年3月24日

諫早市長 大久保 潔重 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 相田 雄二郎

目 次

1	はじめに	1
2	委員会の構成	1
3	委員会の開催状況	2
(1)	開催状況及び審議内容	2
(2)	審議対象	2
(3)	審議内容	3
①	入札方式別	3
②	工種別	3
③	審議案件	4
(4)	指名停止案件の報告	5
①	指名停止件数	5
(5)	審議結果	5
4	第6期委員会提言の取組検証	5
5	提言	7
(1)	一般競争入札の拡大	7
(2)	施工時期の平準化	7
(3)	契約事務適正化の徹底	8
6	おわりに	8

1 はじめに

諫早市入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成21年2月に外部の学識経験者から構成される第三者機関として設置された。

本委員会の意見を受け、これまで諫早市においては、入札契約事務にかかる制度改正に取り組まれ、公正で適正な契約、不正行為排除の徹底などが進められてきたところである。

近年、建設業の担い手の確保や技術者育成に向けた「働き方改革」が推進されており、公共工事における発注者の責務においても、適正な工期設定や計画的な発注など、工事の品質確保の促進を図るための措置が強く求められているところである。

本書では、前期委員会の提言に対する市の取組の検証を含め、第7期委員会の審議した結果を報告するとともに、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて努められるよう提言するものである。

2 委員会の構成

第7期委員会（任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）は5名の学識経験を有する委員で構成され、それぞれの専門知識を活用し、厳正かつ公平な審議を行ってきたところである。

役 職	氏 名	職 業
委員長	相田 雄二郎	中小企業診断士
委員長代理	森本 精一	弁護士
委 員	大石 重男	警察OB
委 員	菅原 良子	大学教授
委 員	塚元 哲也	金融機関役員

3 委員会の開催状況

(1) 開催状況及び審議内容

回次	開催日	審議内容
第1回	令和3年 8月16日	① 委員長の選出 ② 委員長職務代理の指名 ③ 建設工事の契約締結状況報告（令和2年度下半期） ④ 抽出事案審議 ⑤ 第6期提言項目への取組状況報告
第2回	令和3年 12月23日	① 建設工事の契約締結状況報告（令和3年度上半期） ② 令和3年度 不調・不落の報告 ③ 抽出事案審議 ④ 第6期提言項目への取組状況報告
第3回	令和4年 5月25日	① 建設工事の契約締結状況報告（令和3年度下半期） ② 令和3年度 不調・不落の報告 ③ 指名停止案件の報告（令和3年度下半期） ④ 抽出事案審議 ⑤ 第6期提言項目への取組状況報告
第4回	令和4年 11月16日	① 建設工事の契約締結状況報告（令和4年度上半期） ② 指名停止案件の報告（令和4年度上半期） ③ 契約事務適正化の徹底報告 ④ 不調・不落対策の報告 ⑤ 抽出事案審議 ⑥ 審議報告書・意見書の審議
第5回	令和5年 3月24日	① 審議報告書・意見書の審議 ② 市長に審議報告書・意見書を提出

(2) 審議対象

回次	対象期間	対象件数
第1回	令和2年10月～令和3年 3月	140件
第2回	令和3年 4月～令和3年 9月	133件
第3回	令和3年10月～令和4年 3月	152件
第4回	令和4年 4月～令和4年 9月	170件

(3) 審議内容

各委員会において、「(2) 審議対象」の中から、各委員が5件の審議案件を抽出し、「事案説明書」、「入札結果表」をもとに、入札参加資格の設定方法や理由、入札から契約までの経過説明を受け、質疑を行い審議した。

① 入札方式別

(単位：件)

回次 契約方法	第1回	第2回	第3回	第4回	計
一般競争入札	1	1	1	2	5
指名競争入札	4	4	4	3	15
随意契約	0	0	0	0	0
計	5	5	5	5	20

② 工種別

(単位：件)

回次 工種	第1回	第2回	第3回	第4回	計
土木一式	2	2	2	3	9
建築一式	0	1	2	0	3
電気	0	1	0	0	1
管	0	0	0	1	1
ほ装	0	0	1	0	1
水道施設	0	0	0	1	1
その他	3	1	0	0	4
計	5	5	5	5	20

③ 審議案件

回次	工事名
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ① 西平地区急傾斜地崩壊対策工事（その1） ② 市道鍛冶屋尾三部老線（町川橋）橋梁補修工事 ③ 都市計画道路堀の内西栄田線道路改良工事（2-1工区） ④ 準用河川尾向川伐採浚渫工事（R2-1） ⑤ 普通河川佐田江川伐採浚渫工事（R2-1）
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ① 諫早駅東地区交通広場整備工事（その3） ② 大久保道路外8箇所災害復旧工事 ③ 下釜地区污水管渠工事（R3-2工区） ④ 小船越町東住宅電気設備改修工事 ⑤ 草原地区急傾斜地崩壊対策工事
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ① 久山地区污水管渠工事（R3-3工区） ② 富地戸地区下水管渠舗装復旧工事（R2-1工区） ③ 小栗ふれあい広場トイレタイル改修工事 ④ 広谷第1水路災害復旧工事 ⑤ 諫早市役所庁舎本館外壁改修工事
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画道路永昌東諫早駅線道路整備工事 ② 小ヶ倉中継池築造工事 ③ 小野第1号污水幹線布設工事（R4-1工区） ④ 市道上宇戸橋公園線道路改良工事（四面橋交差点） ⑤ いいもり月の丘温泉ボイラー外改修工事
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ① 審議報告書・意見書審議

(4) 指名停止案件の報告

審議対象期間中における指名停止案件の報告を受け、質疑を行った。

① 指名停止件数

(単位：件)

回次 指名停止理由	第1回	第2回	第3回	第4回	計
	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	0	0	1	0
競売入札妨害又は談合	0	0	2	2	4
不正又は不誠実な行為	0	0	1	1	2
計	0	0	4	3	7

(5) 審議結果

上記(1)～(4)のとおり審議した結果、関係法令や各種要綱・要領等に沿った適正な入札事務が執行されていることを確認した。

4 第6期委員会提言の取組検証

(1) 低入札価格調査基準制度の導入

「低入札価格調査基準制度」の導入に関しては、最低制限価格の92%への引上げ状況を見極める必要性から、慎重な対応となり未達成であったが、一方、最低制限価格においては、ランダム係数導入に伴う全者失格による不落案件が発生したことから、令和4年4月に、初度入札で最低制限価格を下回る者を直ちに失格とすることなく、再度入札に参加できるように取り扱いを見直される等、課題解決に向けた取組みを積極的に行っている。

(2) 施工時期の平準化

建設業における働き方改革の推進の一環として、令和3年4月1日以降に起工する工事から「週休2日工事」を試行され、補正係数を「4週6休」により運用されている。今後は「4週8休」への拡大及び営繕工事への導入など、働き方改革の更なる推進に努めていただきたい。

「余裕期間制度」に関しては、令和4年1月に導入されており、さらに事業繰越と余裕期間制度を一体的に取り組みられたことで、4月から6月までを含むいわゆる閑散期に施工が可能となる発注をされており、平準化の推進につながっている。

「債務負担行為」の導入については、未達成となっているため、可能なものから試行的導入を行い順次拡大していただきたい。

(3) 契約事務適正化の徹底

「契約事務適正化の徹底」に関しては、令和2年度の落札決定取消し、入札無効とした事案の発生により、再発防止を求めていたところであるが、令和4年度において、設計金額の過小積算が原因により、入札を無効とし、落札決定を取消す事案が、再び発生している。

積算誤りの原因は、土木積算システムの一般管理費において、特殊資材に伴う機器間接費を計上したにも関わらず、積算に反映されていなかったことによるものであったとのことであり、今後、同様の誤りを繰り返さないためにも、積算システムの仕様を理解した上で、複数の職員による検算確認事務を徹底され、再発防止に向けて全力で取り組んでいただくよう強く求める。

(4) デジタル化の推進

「デジタル化の推進」に関しては、工事に係る建設コンサルタント業務において、令和4年4月から入札会場での紙入札から電子入札に移行されている。

さらに、入札参加資格申請書受付に係る電子申請システムを導入され、令和5・6年度の入札参加資格申請の完全電子化を達成されるなど業者の利便性の向上につながるデジタル化の推進に積極的に取り組まれている。

5 提言

(1) 一般競争入札の拡大

建設工事の入札事務においては、現在、地場企業の育成に配慮した観点から「設計金額5,000万円未満」を指名競争入札の対象としている。

しかしながら、近年の指名競争入札の入札結果をみると、辞退者や予定価格を上回る応札者が多い等、落札意欲が高いとは言えない入札が多数見受けられる。

競争性の高い入札を目指すためには、一般競争入札の対象拡大が必要であると考えことから、対象要件を土木一式工事のAランク相当である「設計金額1,500万円以上」まで引き下げることが妥当であると考え。

また、一般競争入札の入札事務の簡素化を図るために、令和元年度に事後審査制度を導入しているが、さらに公告方法の見直しを行う等、対象拡大に向けた環境整備を進めていただきたい。

(2) 施工時期の平準化

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものとされている。

本市における施工時期の平準化については、繰越制度の活用と余裕期間制度の導入により、年度当初の閑散期（4月～6月）における工事の施工が増加し、平準化率も徐々に上昇している状況であるが、更なる推進に有効とされる債務負担行為の運用には至っていない状況である。

まずは、市単独事業等から債務負担行為を導入し、順次、対象を国等の補助事業まで拡大することで、平準化を促進していただきたい。

(3) 契約事務適正化の徹底

建設工事の契約事務において、市設計金額の過小積算により、落札決定を取消し、入札を無効とする事案が発生している。

落札決定の取消しは、入札制度の信頼性の失墜につながる恐れがあり、落札を取消された事業者に与える精神的苦痛も計り知れない。

再発防止に向け、契約事務の適正化の徹底に取り組むことを求めるものである。

6 おわりに

最後に、本委員会としては、引き続き諫早市に対して率直な意見を述べていくとともに、より公正で適正な入札契約事務制度確立への提案を行うものであり、十分に検討され取り組まれることを望むものである。